

景観配慮事例のご紹介（屋外広告物）

屋外広告物は、景観に影響を与える要素の一つです。

このため、尾道市では、景観計画（市全域で施行）において屋外広告物についての基準を定め、平成19年施行の「尾道市屋外広告物条例」により形態意匠や表示面積、手続きなどについて定めています。

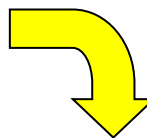
【ご協力者】岡本ビルオーナー様、Curves（カーブス）尾道店オーナー（株式会社エムセック）様

【ご協力年月】平成28年4月

【景観配慮内容】屋外広告物の設置個数を必要最小限とした

【現地写真】

【撤去前】



場所：尾道市西御所町3-27

【撤去後】



【ご協力者より】岡本ビルオーナー様、Curves（カーブス）尾道店オーナー（株式会社エムセック）様

お店の看板のこと（掲出）について考えていたところ、市の景観に対する考え方、取組みについて知る機会があり、建物だけでなく屋外広告物もまちなみを形づくるうえで影響を与えることを知り、必要最低限の屋外広告物だけ残すことにして、一部取り外すことにしました。このことが、景観への理解が進むことに繋がるのであれば嬉しく思います。

Curves（カーブス）尾道は、尾道駅より西に徒歩5分程の場所にあり、皆さん一人ひとりにあわせた運動をお手伝いしますので、いくつになっても参加して頂けます。自分のペースで体を動かしますので、安心してお越しください。